主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高椋正次の上告趣意(後記)は、単なる法令違反又は事実誤認を主張する に過ぎず刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一一条を 適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月一日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 眞 | 野 | | 毅 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | 澤 | 田 | 竹治 | 郎 |
| 裁判官 | 流 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |